

令和8年7月27日

公 告

陸上自衛隊
山口駐屯地業務隊長
(公印省略)

山口県山口市上宇野令784に所在する陸上自衛隊山口駐屯地において、展示即売店を設置し経営を行う業者について、次のとおり募集するので、関係事項を承知の上申し込まれたい。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 「暴力団排除に関する誓約書」に虚偽なく署名し、提出できること。
- (3) 募集要領及び仕様書を遵守できること。

2 募集業種

自衛隊内での販売に適していると認められる物品・食品等の販売

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

4 設置場所

陸上自衛隊山口駐屯地厚生センター

5 設置期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間で業者が希望する日
(ただし、土日祝日を除き、協議により決定する。)

6 募集期間及び募集要領等の配布

(1) 募集期間

令和8年7月27日(月)～令和8年8月17日(月) 17時

(2) 募集要領及び仕様書の配布時期

募集期間中の土日祝日を除く9時～17時(13時～14時の間を除く。)

(3) 募集要領及び仕様書の配布場所及び方法

山口県山口市上宇野令784 陸上自衛隊山口駐屯地業務隊厚生科共済班へ直接
受領もしくは電子メールアドレスwlf-yamagutigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
へ請求依頼

7 業者説明会

募集要領及び仕様書を受領したうえで本説明会に参加すること。

なお、本説明会に参加しない業者は本公募に参加できない。

ただし、令和8年度展示即売会実施業者に限り、募集要領及び仕様書を受領したうえで、本説明会に不参加でも本公募に参加できる。

(1) 日 時

令和8年8月20日(木) 14時00分～14時30分

(2) 場 所

陸上自衛隊山口駐屯地厚生センター

(3) 注意事項

ア 説明会に参加する者は、令和8年8月19日(水)17時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を、担当まで連絡すること。

イ 参加人数

1業者2名以内

ウ 携行品

募集要領、仕様書

8 その他

細部は、募集要領及び仕様書による。

9 本件に関する問い合わせ先

住 所 〒753-8503 山口県山口市上宇野令784

名 称 陸上自衛隊山口駐屯地業務隊厚生科

担 当 城一(じょういち)

電子メールアドレス **wlf-yamagutigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp**

電 話 (代表) 083-922-2281 (内線738 FAX379)

「陸上自衛隊山口駐屯地における展示即売店
に係る募集要領及び仕様書」

陸上自衛隊山口駐屯地業務隊

募 集 要 領

1 概 要

山口県山口市上宇野令 7 8 4 に所在する陸上自衛隊山口駐屯地において、自衛隊員の福利厚生を目的として、展示即売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託又は譲渡することなく、すべて自社で遂行できること。
- (3) 法令等の規定により営業に係る許可等が必要な場合は許可を有していること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、その法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

山口県山口市上宇野令 7 8 4

陸上自衛隊山口駐屯地厚生センター

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和 2 3 年法律第 7 3 号）第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) その他

詳細は、仕様書（その 1）及び仕様書（その 2）のとおり。

5 業者説明会

本説明会に参加しない業者（継続業者を除く。）は本公募に参加できない。

(1) 日 時

令和8年8月20日(木) 14時00分～14時30分

(2) 場 所

陸上自衛隊山口駐屯地厚生センター

(3) 注意事項

ア 説明会に参加する新規の者は、8月19日(水) 17時(土日祝日を除く。)までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を、エの連絡先へ連絡すること。

イ 参加人数

1業者2名以内

ウ 携行品

募集要領、仕様書(その1)、仕様書(その2)

エ 連絡先

陸上自衛隊山口駐屯地業務隊厚生科(担当: 城^{じょう}一)

電子メール: wlf-yamagutigsvc-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

電 話: 083-922-2281 内線738

FAX: 083-922-2281 内線379

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を期限までに持参又は郵送すること。なお、提出された書類は返却しない。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部(別紙様式第1)

(イ) 企画提案書 1部(別紙様式第2)

※ 会社概要欄も全ての項目について、必ず漏れなく記載すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

b 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

c 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴(行政処分があった場合、その時どのように対応したかを記載すること。)

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 陸上自衛隊山口駐屯地における営業方針

g その他のアピールポイント

h 出店要望日数(月毎)及び区画数要望表(別紙様式第4)

(ウ) 企画提案書付属書類(企画提案書と同数)

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的又は補足する資料等

(エ) 応募資格の審査に必要な書類 各 1 部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること。(関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。)

a 業務確約書(別紙様式第 5)

b 戸籍抄本

(a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

(b) 発行後 3 か月以内のもの

c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革(営業年数)、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。

これらの内容が記載されたパンフレット等でも可

d 財務諸表

(a) 個人

直近の(申請日直前 1 年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書及び確定申告書

(b) 法人

直近の(申請日直前 1 年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等

e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

発行後 3 箇月以内のもの

(a) 個人

その 3 の 2

(b) 法人

その 3 の 3

f 会社概要(様式任意、パンフレット可)

g 印鑑証明書

発行後 3 箇月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し(該当する場合のみ)

i 誓約書(別紙様式第 6)

j 役員名簿(別紙様式第 7)

(注) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c、d 及び e に定める書類に代えることができる。

(オ) 提出先

陸上自衛隊山口駐屯地業務隊厚生科 城一

〒753-8503 山口県山口市上宇野 784

電話 083-922-2281 内線 738

(カ) 提出期限

令和8年9月4日（金） 17時

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出書類の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法及び決定日

(1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

(2) 決定日

令和8年10月上旬予定（電話又は郵送により通知する。）

8 業者決定後の提出書類

展示即売店の設置及び経営の業者として決定された者は、下記の提出書類を、提出期限までに持参又は郵送すること。

(1) 提出書類

国有財産使用許可申請書

(2) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

(3) 提出期限

令和8年10月16日（金）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
山口駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

山口県山口市上宇野令 7 8 4 に所在する陸上自衛隊山口駐屯地において、
展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。
なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこ
とを誓約します。

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（3 枚以内）

〈会社概要〉

- 1 会 社 名：
- 2 本社所在地：
- 3 設立年月日：
- 4 資 本 金：
- 5 社 員 数：
- 6 店 舗 数：
- 7 売 上 高：

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第 3）

イ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200 字基準）

ウ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200 字基準）

エ 衛生管理方法及び過去３年間の食品衛生関連行政処分の経歴
（行政処分があった場合、その時どのように対応したかを記載）

オ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の
対処方法 （２００字基準）

カ 陸上自衛隊山口駐屯地における営業方針（２００字基準）

キ その他のアピールポイント（２００字基準）

ク 出店要望日数及び区画数要望表（別紙様式第４）

主な販売予定商品・販売価格表

メーカー	商品名	規格等	販売価格	市場価格

注：価格は税込みとする。

出店要望日数及び区画数要望表

月	出店要望日数	区画記号	備 考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
1 0 月			
1 1 月			
1 2 月			
1 月			
2 月			
3 月			
合計			

※ 区画記号は、仕様書（その 2）第 2 の区画記号による。
使用する区画全てを記載する。

（記入例）（4 月に 3 日間、2 区画使用する場合の例）

月	出店要望日数	区画記号	備 考
4	3	①, ②	

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
山口駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊山口駐屯地における展示即売店の設置及び経営の業務」の応募
に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、 当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと。
(破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者)
- (2) 会計更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立 をされていない者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、使用許可物件を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件 を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合又は転借人からその旨の報告を受けた場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長
中国四国防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地
氏名又は名称

令和 年 月 日

役員名簿				
商号又は氏名				
所在地				
役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所

仕様書（その１）

1 業務件名

陸上自衛隊山口駐屯地における展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の選定

本業務を行う者については、陸上自衛隊山口駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書及び仕様書（その２）の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

- (1) 丙は、乙に展示即売店の設置に係わる区画面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

使用料は、前年度までの例による予定価格（仕様書その2のとおり）

- (2) 国有財産使用料は、納入通知書により、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

7 光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、甲又は乙が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道、ガス）を負担しなければならない。また、甲又は乙の指定した日時及び場所に光熱水料を持参して支払うものとし、指定した日時に納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8 業務期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び使用施設等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生等の健康保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

13 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

- (1) 丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保全に要した費用等を請求することはできない。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に業務の解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、駐屯地等内への出入り及び施設への立ち入りについては、駐屯地等で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 展示即売店の設置及び撤去等に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、営業日の使用場所及びその周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、甲に提出するものとする。
- (10) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））等、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (11) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、リコール等）が発生した場合には、甲の担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、

甲の指示に従わなければならない。

- (12) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (13) 丙は、本仕様書、仕様書（その２）に記載されている順守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (14) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での順守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (15) 丙は、合併等により社名の変更があった場合は、甲に通知するものとする。
- (16) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第５条第２号に該当する情報を除き開示するものとする。

18 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その２）のとおり。

仕様書（その２）

- 1 募集業種
展示即売店
- 2 設置場所等
山口駐屯地厚生センター談話室の周縁の２区画（付図参照）
（区画記号は各①、②とし各面積は、①：12.00㎡、②：12.00㎡）
- 3 国有財産使用料
日額（屋内） 約47円／㎡（税抜き）
※国有財産使用料日額は前年度の例であり、毎年度見直しを実施する。
- 4 光熱水料
国有財産使用料とは、別に徴収する。
- 5 営業日
令和9年4月1日から令和10年3月31日の間のうち、丙の申請に基づき甲が使用を許可した日とする。
- 6 営業時間等
原則として、0830～1800までの間とし、それ以外は別途協議する。
- 7 販売品目
たばこ、切手類、階級章及び防衛記念章等の販売は認めない。
また、駐屯地内において取り扱うことが適当でないと判断される商品についても販売は認めない。
- 8 その他の営業条件
 - (1) 国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を甲及び乙に請求することはできない。
また、既に納付した国有財産使用料及び貸付料の返金及び減額は一切しないものとする。
 - (2) 業者の営業を希望する日が、他の業者と重複している場合は、甲の指示により日程変更等の調整を実施するものとする。

令和9年度展示即売店使用許可予定場所

